

児童館 だより

行事の詳しい内容は児童館にお問い合わせください。
市ホームページに児童館だよりを掲載しています。



新型コロナウイルスの感染拡大防止のための大切なお願いとお知らせ

- ・マスクの着用をお願いします。
- ・手洗い、手指の消毒、検温、受付用紙記入の後、遊んでください。
- ・かぜ症状の人、体調の悪い人は利用できません。
- ・休校中の、小・中学生・高校生の利用はできません。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、やむを得ず行事を中止する場合があります。

東児童館 ☎248-5203

開館時間／午前9時～11時30分
午後1時～4時30分
休館日／月曜日、第2日曜日、祝日

かんたん あみもの

とき
11月7日(日)
11月20日(土)
午前9時～10時30分
午後1時～3時

対象
誰でも参加できます。
(幼児は5歳以上・保護者同伴)
※予約優先です(10組限定)

内容
毛糸でバッグの飾りやマフラーを編みます。

参加費 無料

申込開始
10月26日(火) 午前10時～

申込方法
本人または家族が、児童館窓口か電話でお申し込みください。



泉ヶ丘市民センター 児童館 ☎248-3453 (泉ヶ丘市民センター代表)

開館時間／午前9時～11時30分
午後1時～4時30分
休館日／月曜日、第2日曜日、祝日

防災クッキングってなあに

とき
10月23日(土)
午前10時30分～11時30分

対象
幼児親子(年長以上)～小学生
10人程度

内容
講師(食生活改善推進員)から、日常にも役立つ防災クッキングの講話を聞き、料理の実演を見学する。

参加費 無料

申込期間
10月8日(金) 午後1時～10月15日(金) 午後4時

※申し込み多数の場合は抽選となります。

申込方法
本人または家族が、児童館窓口か電話でお申し込みください。



西児童館(ふれあい館内) ☎242-7008

開館時間／午前9時～11時30分
午後1時～4時30分
休館日／日曜日、祝日
ランチスペースは当分の間お休みします

ピエロクッキー座延期公演 追加募集中

詳しくは電話でお問い合わせください。

『みんなでクリスマス』～ゆめツリーを作ろう～

とき
①『ペットボトルツリーを作ろう』
11月8日(月)～11月25日(木)
午前10時～午後4時

②『みんなでクリスマス』
12月7日(火)～クリスマスまで

ところ ふれあい館
対象 誰でも参加できます。

内容
①ペットボトルに絵を描いたり、テープを貼ったりします。

②みんなが作ったペットボトルで大きなクリスマスツリーを作るので見に来てください。

①②の参加者(高校生以下)には、お楽しみがあるかも。
※詳しくはホームページでお知らせします。



素敵な人生・素敵なパートナー



男女共同参画推進懇話会 委員 田中 亮

今回、2回目の合志市男女共同参画推進懇話会委員に委嘱されたのをきっかけに、改めて男女共同参画とはどういうことか考えてみた。ただ、いくら考えても思いつかない。そこで、男女共同参画をテーマに自分の人生の中に置き換えて振り返ってみた。私は、厳格で真面目な父と厳しい中にも優しさがある母の間に生まれた。子ども目線で父母の立ち位置を振り返ると、完全なる亭主閑白な家庭だった。みんなでご飯を食べているときも母は台所に立って料理をしている。父はそんな中、テレビを見ながら晩酌している。風呂も大体一番だ。母は最後に入る。私の記憶の中では、父は仕事、母は仕

事・子育て・家事と、極端ではあるが、そのような家庭だったと思う。まあ父が生きていたらそんなことはないと思うかもしれない。では、自分の家庭はどうか。ほぼ一緒である。私は仕事、妻は仕事・子育て・家事。父と母の生活とよく似ている。唯一違うところといえば、子育ての部分だ。子どもが保育園の時からPTAの役員は一手に引き受けており、自分としてはよくやっていると思う。逆に反省すべきことは、一緒に職場で働き、妻の仕事の大変さをわかっていないにも関わらず、家事を妻任せにしているところだ。もちろん、全くしていないのではなく、「言われたらやる」なのである。これもどうかと思うので、今後は「言われなくてもやる」を心がけたい。最後に、妻よ。「いつもありがとう」

こんにちは

こちら消費生活センターです

●問い合わせ先
市消費生活センター(総務課内) ☎248-5442
相談受付時間 平日 午前10時～午後4時

ネット通販「お試し」のつもりが定期購入に

相談事例1

SNSの動画広告を見て「ダイエット効果のあるサプリメント、お試し500円」と書いてあったので注文した。商品が届いたので確認してみると、次回商品発送日と商品代金が6500円とあった。1回きりのお試しのつもりが、事業者へ問い合わせると「5回の商品購入が条件の契約である」と言われた。定期購入が条件とは思わなかった。解約できないか。

相談事例2

インターネットで検索して見つけたシャンプーを注文した。初回は1980円、2回目から約4000円でいつでも解約できると記載があった。初回の商品が届き、使ってみたがあまり効果がないので事業者に解約を申し出るための電話を何度もかけたが、つながらなかった。電話がつかないうちに時間が経過してしまふ。どうしたらよいか。(40歳 女性)

解説

インターネット通販は、訪問販売や電話勧誘のように不意打ち的な販売方法ではないため、契約を解除できるクーリング・オフの対象ではありません。通信販売は自ら商品を選び、取引条件を確認して注文している、ということからと言って商品を送り返したり、代金を支払わなかったりすることはできません。

法ではないため、契約を解除できるクーリング・オフの対象ではありません。通信販売は自ら商品を選び、取引条件を確認して注文している、ということからと言って商品を送り返したり、代金を支払わなかったりすることはできません。

アドバイス

- ・注文する前に、商品について定期購入が条件であるか確認しましょう。
- ・返品ができるか、解約条件があるかなど利用規約を読みましょう。
- ・事業者の電話連絡先を確認しましょう。
- ・電話が繋がらないことが多いため、根気よく連絡をしてください。
- ・連絡した証拠として記録を残しておきましょう。

定期購入の表示が小さかったので気づかなかった、業者との連絡がとれなくなったなど、定期購入についてのトラブル相談が多くあります。トラブルになったら早めに消費生活センターへご相談ください。



合志市消費生活センターホームページ

